

一人一人の可能性を伸ばす

～特別支援教育の理解に向けて～

特別支援教育について

このリーフレットは、特別支援教育への理解と就学手続等の周知のため、安芸高田市教育委員会が作成したものです。

特別支援教育とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の**教育的ニーズ**を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、**適切な指導及び必要な支援**を行うものです。

また、特別支援教育は、知的な遅れのない**発達障害**も含めて、**特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施**されるものです。

発達障害について

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

それぞれの障害の特性

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

注意欠陥多動性障害(AD/HD)

- 不注意
- 多動・多弁
- 衝動的に行動する

学習障害(LD)

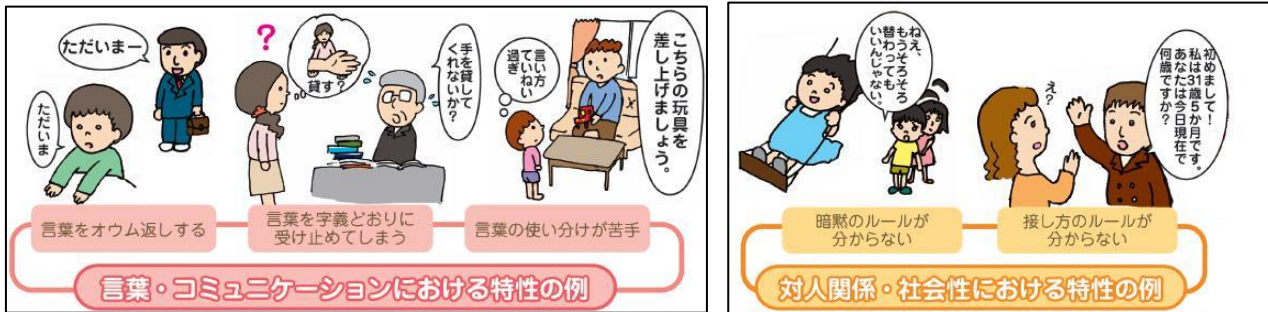
- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用(言語発達に比べて)

引用：「発達障害の理解のために」（厚生労働省）

◎発達障害には様々な現れ方があります

発達障害がどのように現れ、また、どの程度困難なのかは、人それぞれ異なります。また、周囲の環境や接しかたによっても、多様に変化します。ここでは発達障害の特性の代表例を紹介します。
※ただし以下の事例と同じような特性があったとしても必ずしも発達障害があるというわけではありません。



引用：広島県ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/1245372748537.html>)

◎様々なメッセージを送る子供たち

「聞こえているが、指示が伝わっていない」「順序よく話すことが難しい」「周囲のちょっとしたことに気をとられやすい」「席を離れる、いすをガタガタさせる等落ち着きがない」といったことは、どの子にも起こりうることです。しかし、これらの問題が継続し、指導をしてもなかなか改善が見られない場合、本人が努力していなかったり、環境が整っていなかったりするからではなく、原因の一つとして、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害の可能性もあることも考えられます。

発達障害のある子供は、少しの手助けで能力を発揮する場合があります。早い時期からの周囲の理解と子供の能力を伸ばすための支援や学習環境の調整を進めることが大切です。

引用：「発達障害のある子どもたちの理解と支援」(広島県教育委員会)

小中学校での支援について

学校全体で支援します！



通常の学級

少人数指導や習熟度別指導などによる指導や、教育助員等が配置される場合もあります。

通級による指導

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間以内を概ね標準として、特別な指導の場で行います。
(小学校・中学校)

対象：言語障害、自閉症、情緒障害
弱視、難聴、学習障害 (LD)
注意欠陥多動性障害 (ADHD)
肢体不自由、病弱・身体虚弱

交流及び共同学習

特別支援学級

障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子供一人一人に応じた教育を行います。(小学校・中学校)
対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害

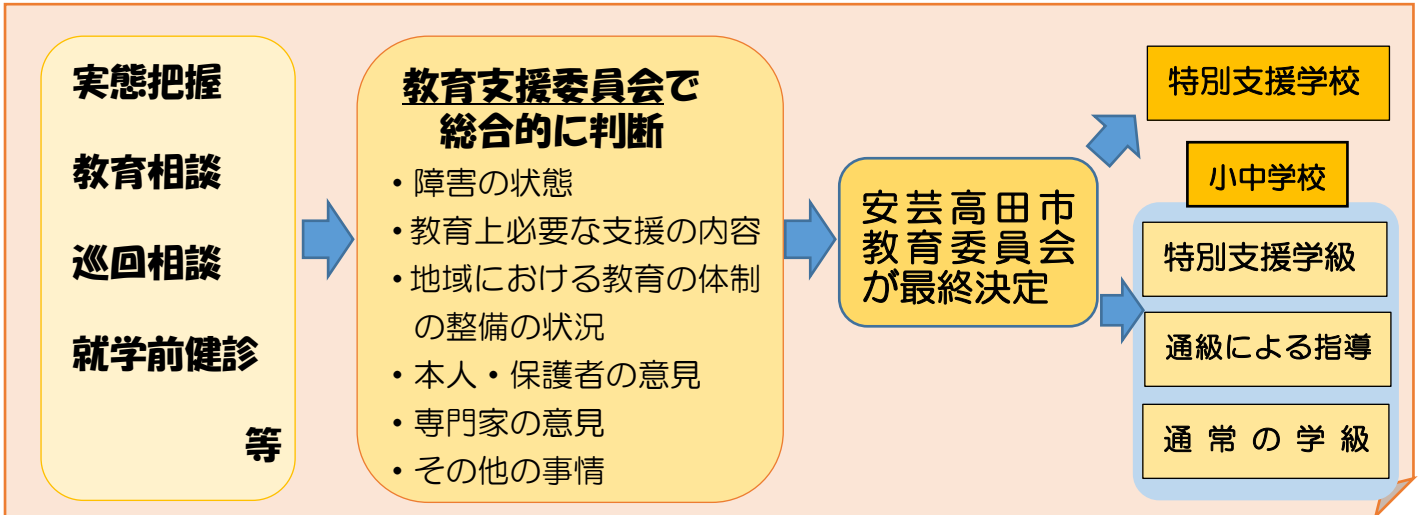
- ・特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- ・校内委員会を設置して、支援の方法を検討するなど、学校全体で障害のある子供を支援します。
- ・特別な支援を必要とする子供について、保護者と連携して「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、一人一人の教育的ニーズに合った支援を行います。

特別支援学校について

特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い子供を対象として専門性の高い教育を行う学校です。知的障害の場合は、安芸高田市の子供は広島北特別支援学校（広島市安佐北区）が就学する学校になります。

就学先の決定について

就学先の決定に際しては、安芸高田市教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と安芸高田市教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、最終的には安芸高田市教育委員会が決定します。



巡回相談

特別支援学校や大学の教員など、特別支援教育に係る専門的知識をもつ者が各学校等を巡回し、専門的立場から子供への支援の在り方について教員や保護者へ指導します。

教育相談

担任や特別支援教育コーディネーター、教育委員会担当者が保護者からの相談を受け、一緒によりよい支援をめざします。

就学までの流れについて

教育相談（4月～7月）

保護者が、幼稚園、保育所、小中学校の担任等、あるいは健診等の担当者や教育委員会担当者に相談する。（随時）

教育委員会と連携（4月～7月）

幼稚園、保育所、小中学校の担任等や健診等の担当者と教育委員会担当者が連携。特別支援学校小学部を希望する場合は、保護者が直接教育委員会へ連絡する。

実態把握（6月～9月）

教育委員会担当者や専門家による訪問（必要に応じて）

教育支援委員会（11月～2月）

専門家による就学先の審議

就学先の最終決定（12月～3月）

安芸高田市教育委員会が、幼稚園長、保育所長、小中学校長あてに教育支援委員会の結果とともに就学先を通知する。保護者には、就学先の小中学校から連絡する。

早期からの一貫した支援

子供一人一人の教育的ニーズに応じた就学先を決定するため、乳幼児期を含め早期からの教育相談等も行っています。安芸高田市教育委員会と福祉保健部や幼稚園、保育所、学校等と連携を図りながら進めていきます。

保護者の方が相談したい場合には、幼稚園、保育所、小中学校の担任等、あるいは健診等の担当者や教育委員会担当者にご連絡ください。

教育支援委員会では…

安芸高田市教育支援委員会では、医師、教育関係職員、児童福祉関係職員、臨床心理士等を専門家とし、適正な就学がはかれるよう審議を行っています。また、早期からの相談・支援や就学決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行います。

相談ができる機関等

特別支援教育のみならず、子育ての不安や、子供の発達に関する相談など、次の機関等で相談をすることができます。

安芸高田市では…

●安芸高田市こども発達支援センター

(安芸高田市吉田町常友1564-2 TEL(0826)47-4151)

就学前までの乳幼児を対象に、保育士、支援員、保健師等が保護者の方からの相談を受けます。また、必要に応じて医療や福祉等の専門機関もご紹介します。

●安芸高田市役所福祉保健部 子育て支援課

(安芸高田市吉田町吉田791 TEL(0826)47-1283)

乳幼児、児童、生徒等の様々な悩み等について、家庭児童相談員や保健師等が保護者の方からの相談を受けます。また、必要に応じて医療や福祉等の専門機関もご紹介します。

●各学校における教育相談

(該当の学校に連絡)

児童・生徒等の様々な悩み等について、特別支援教育コーディネーターや担任等が本人や保護者の方からの相談を受けます。また、スクールカウンセラーに相談することもできます。

【スクールカウンセラー配置校(平成27年度)】

吉田小・吉田中・八千代中・美土里中・高宮中・甲田中・向原中

●安芸高田市教育委員会 学校教育課

(安芸高田市吉田町吉田761 TEL(0826)42-5628)

就学に係って、担当指導主事が保護者の方からの相談を受けます。また、必要に応じて、専門家とともに実態把握を行います。

安芸高田市以外では…(公的な相談機関等)

名 称	住 所	電話番号
広島県立教育センター	東広島市八本松南一丁目2-1	(082)428-1188
広島県立広島北特別支援学校	広島市安佐北区三入東一丁目25-1	(082)818-1201

広島県のホームページにおいて、「発達障害の診療を行っている医療機関リスト」が紹介されています。

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/1258587701630.html>)